

中央労基協 Report 令和5年10月

令和5年度 中央健康推進大会が開催されました！



令和5年9月15日、文京区の文京シビックセンター小ホールにおいて、中央労働基準監督署、公益社団法人東京労働基準協会連合会中央労働基準協会支部、建設業労働災害防止協会東京支部中央千代田区文京分会、東京中央地域産業保健センター、一般社団法人文京区産業協会の共催により令和5年度中央健康推進大会が開催されました。新型コロナウイルス感染症にかかる制限がない中では4年振りの開催となりました。

第1部では主催者を代表して中央労働基準監督署の武元署長及び公益社団法人東京労働基準協会連合会中央労働基準協会支部の三好支部長による挨拶に続き、東京労働局長表彰受賞1社及び個人1名の披露と中央労働基準監督署長から10社及び個人1名に対して安全衛生表彰が行われました。

第2部では全国労働衛生週間実施要綱等について、中央労働基準監督署の宮崎労働基準監督官による説明があり、「主唱者（厚労省・中災防）、協賛者の実施事項」、「実施者（事業者）が準備期間中及び全国労働衛生週間に実施する事項・継続的に実施する事項」、「過重労働による健康障害防止対策」、「メンタルヘルス対策の推進」及び「新型コロナウイルス対策」等について説明がありました。

特別講演として、東京産業保健総合支援センター・特定社会保険労務士の本山恭子先生から「アフターコロナ時代のメンタルヘルス対策」と題して、コロナ禍やアフターコロナ期のメンタルヘルス対策について、講演がありました。

なお、署長表彰者は、以下のとおりです。

- ・興研株式会社 本社 ・株式会社やる気スイッチグループ ・株式会社明治 本社 ・大成 大日本 徳倉建設共同企業体（環2地下トンネル（仮称）及び築地換気所（仮称）ほか築造工事） ・株式会社銭高組 東京支社（仮称）PMO神保町新築工事 ・三機工業株式会社 東京支社 大手町野村ビル空調機更新工事 ・株式会社松下産業 主馬班諸施設整備工事 ・株式会社ピーエス三菱 東京建築支店（仮称）麹町444プロジェクト新築工事 ・南海辰村建設株式会社 東京支店 千代田区神田神保町一丁目24計画新築工事 ・佐藤工業株式会社 東京支店（仮称）中央区日本橋本町四丁目13計画新築工事 ・備後 雅弘（建設業労働災害防止協会東京支部中央千代田文京分会 安全指導者）



武元署長



三好支部長



宮崎監督官



本山特定社労士

発行所 公益社団法人 東京労働基準協会連合会（略称：（公社）東基連） 中央労働基準協会支部
〒102-0084 東京都千代田区二番町9番地8 TEL03-3263-5060 FAX 03-3263-6485 <https://www.toukiren.or.jp/shibu/chuo/>

* 中央労働基準協会支部ホームページの会員専用パスワードは、「toukirenchuo」です

全国労働衛生週間を迎えて

中央労働基準監督署
署長 武元洋一

東基連中央労働基準協会支部並びに会員の皆様には、当署の業務運営につきまして、平素より格別の御理解と御協力を賜わり、心より御礼申し上げます。

厚生労働省では、10月1日から7日までを本週間、9月1日から30日までを準備期間とし、全国労働衛生週間を実施いたします。

今年で74回目を迎える同週間のスローガンは、

「**目指そうよ二刀流 ころとからだの健康職場**」です。

働く上で基本となる健康の確保について、「ころ」と「からだ」の両面から対策を進めることで、誰もが快適で健康に働くことができる職場づくりを目指していくことを表しています。

さて、管内の労働者の健康をめぐる状況といたしましては、仕事や職業生活に関する強い不安や悩み、又はストレスを感じる労働者の割合は依然として高い状況にあり、精神障害に係る労災請求件数は年々増加しています。

近年の傾向としましては、ハラスメントが原因で発病したと主張される事案の増加が著しく、全体の半数を超えている状況にあり、また、ハラスメントの内容では、「顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けたという」、いわゆるカスタマーハラスメントによる心理的負担を主張される事案が増加傾向にあります。

このような状況から、メンタルヘルス対策への取り組みが特に重要と考えられますので、心の健康づくり計画の策定、ストレスチェックの確実な実施をお願い申し上げますとともに、引き続き、過労死等の防止を含めた長時間労働による健康障害の防止対策をお願い致します。

また、特定化学物質障害予防規則、石綿障害予防規則などの関係法令に基づき、事業場におけるリスクアセスメントとその結果に基づくリスク低減対策の実施も併せてお願い致します。

最後に、全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など、労働衛生に関する意識を高め、職場での自主的な活動を促して労働者の健康を確保すること等を目的としておりますことから、各職場におかれましては、同週間を機会に、自主的な労働衛生管理活動の一層の推進をお願い致します。

心理的負荷による精神障害の労災認定基準が改正されました

厚生労働省では「心理的負荷による精神障害の認定基準」を改正し、9月1日付で厚生労働省労働基準局長から都道府県労働局長宛に通知しました。

【改正の背景】

精神障害・自殺事案についてこれまでは、2011（平成23）年に策定された「心理的負荷による精神障害の認定基準」に基づき労災認定を行ってきた。近年の社会情勢の変化や労災請求件数の増加等に鑑み、最新の医学的知見を踏まえて「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会」において検討を行い、2023（令和5）年7月に報告書が取りまとめられたことを受け、認定基準の改正を行ったもの。

【改正のポイント】

□業務による心理的負荷評価表※の見直し

◆具体的出来事の追加、類似性の高い具体的出来事の統合等

《追加》「顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた」（いわゆるカスタマーハラスメント）

《追加》「感染症等の病気や事故の危険性が高い業務に従事した」

※実際に発生した業務による出来事を、同評価表に示す「具体的出来事」に当てはめ、負荷（ストレス）の強さを評価

◆心理的負荷の強度が「強」「中」「弱」となる具体例を拡充

➢パワーハラスメントの6類型すべての具体例、性的指向・性自認に関する精神的攻撃等を含むことを明記

➢一部の心理的負荷の強度しか具体例が示されていない具体的な出来事について、他の強度の具体例を明記

□精神障害の悪化の業務起因性が認められる範囲を見直し

（改正前）悪化前おおむね6か月以内に「特別な出来事」（特に強い心理的負荷となる出来事）がなければ業務起因性を認めていない

（改正後）悪化前おおむね6か月以内に「特別な出来事」がない場合でも、「業務による強い心理的負荷」により悪化したときには、悪化した部分について業務起因性を認める

□医学意見の収集方法を効率化

（改正前）専門医3名の合議による意見収集が必要な事案（例：自殺事案、「強」かどうか不明な事案）

（改正後）特に困難なものを除き専門医1名の意見で決定できるよう変更

など、評価表の明確化等により、より適切な認定、審査の迅速化、請求の容易化を図る
※詳しい内容等（業務による心理的負荷評価表を含む）については、厚生労働省ホームページをご確認ください

東京都最低賃金のお知らせ

みんなチェック!
最低賃金。



1,113

時間額
円

令和5年10月1日から

41円
UP

～東京で働く全ての労働者に東京都最低賃金が適用されます～

使いやすく
なりました!

業務改善助成金

事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性向上のための設備投資などを行う場合は、拡充された業務改善助成金をご活用ください。

詳しくは、

業務改善助成金コールセンター

☎ 0120-366-440

東京働き方改革推進支援センター

☎ 0120-232-865



○最低賃金に関するお問い合わせは
東京労働局賃金課最低賃金係 (☎03-3512-1614)
または 最寄りの労働基準監督署へ



8月31日から開始

※申請期限：2024（令和6）年1月31日
（事業完了期限：2024（令和6）年2月28日）

業務改善助成金の制度が拡充されます！

対象事業場拡大、助成率区分見直し、賃金引き上げ後の申請が可能に

業務改善助成金とは

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。



拡充のポイント

① 対象事業場の拡大

今

対象事業場：
事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が
30円以内の事業場

例：地域別最低賃金が920円の地域において

ま

事業場内最低賃金が**955円**（差額35円）の工場

で

対象外

拡充後

② 賃金引き上げ後の申請

必要な手続き：
事前に以下2つの計画を提出

- 賃金引き上げ計画
- 事業実施計画（設備投資等の計画）

事業実施計画 賃上げ計画

を提出し、計画の審査を受けます。

（審査の上、交付決定を受けたら）

- 計画に基づく賃上げの実施
- 計画に基づく設備投資等の実施

拡充後

③ 助成率区分の見直し

事業場内最低賃金額	助成率
870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5 (9/10)
920円以上	3/4 (4/5)

() 内は生産性要件を満たした事業場の場合

拡充後

拡充後

対象事業場：
事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が
50円以内の事業場

（先ほどの例）
事業場内最低賃金が**955円**の工場

対象に！

差額が50円以内に拡大されたので、助成金が受けられるようになりました

<対象>
事業場規模50人未満のみ

2023年4月1日から12月31日までに賃金引き上げを実施していれば、賃金引き上げ計画の提出は不要となりました

以下の書類の提出は必要です

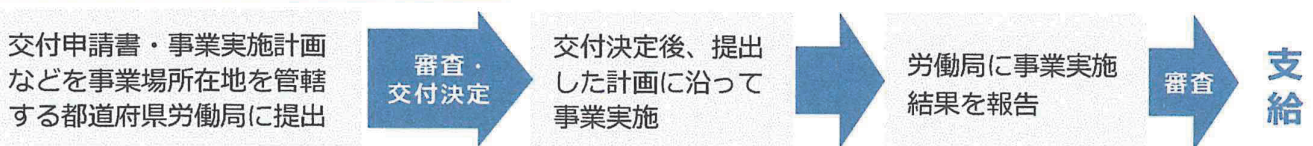
- 賃金引き上げ**結果**
- 事業実施計画（設備投資等の計画）

事業実施計画 賃上げ**結果**

900円 未満	9/10
900円 以上 950円 未満	4/5 (9/10)
950円 以上	3/4 (4/5)

() 内は生産性要件を満たした事業場の場合

助成金支給までの流れ



交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です

令和5年度講習カレンダー〔令和5年10月～令和6年3月〕

(公社) 東基連 中央労働基準協会支部
TEL03 (3263) 5060 FAX03 (3263) 6485

〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8
<https://www.toukiren.or.jp/shibu/chuo/>



追加したり変更したりした箇所を文字の色を変えてお知らせしております(赤字部分) 右のQRコードは、ホームページに繋がります。

中央労働基準協会支部ホームページの会員専用パスワードは、「**toukirenchuo**」です

講習名		月	10月～受講費【円】 受講料+テキスト代(税込)	10月	11月	12月	令和6年 1月	2月	3月	
技能講習	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習		23,210		28(火)～ 30(木)				13(水)～ 15(金)	
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習		15,180	19(木)～ 20(金)						
	石綿作業主任者技能講習		15,180	4(水)～ 5(木)		14(木)～ 15(金)		21(水)～ 22(木)		
教特育別	第2種酸素欠乏危険作業特別教育		9,900							
法定講習等	安全衛生推進者養成講習		14,630		14(火)～ 15(水)		18(木)～ 19(金)		7(木)～ 8(金)	
	衛生推進者養成講習		9,900	25(水)		12(火)		6(火)		
	安全管理者選任時研修		(会員)10,560 (非会員)12,540		6(月)～ 7(火)		25(木)～ 26(金)		4(月)～ 5(火)	
	リスクアセスメント担当者研修		(会員)10,560 (非会員)12,540							
	化学物質管理者講習(製造業向け 2日)		(会員)27,170 (非会員)30,470				12(金)&15(月)			
	化学物質管理者講習(取扱い事業場向け 1日)		(会員)15,070 (非会員)18,370		16(木)	25(月)				
	雇入れ時の安全衛生教育		(会員)3,058 (非会員)4,048							
受験準備講習	衛生管理者試験受験準備講習	第1種 3日	(会員)19,030 (非会員)22,000	11(水)～ 13(金)		6(水)～ 8(金)				
		第2種 2日	(会員)16,170 (非会員)19,140	11(水)～ 12(木)		6(水)～ 7(木)				
		特例第1種 1日	(会員)9,460 (非会員)10,400	13(金)		8(金)				
その他安全衛生講習	熱中症予防管理者研修		(会員)5,390 (非会員)7,370							
	総括安全衛生管理者講習		(会員)10,450 (非会員)12,430	27(金)						
	新たに選任された衛生管理者のためのセミナー(日程未定)		無料 【しおり代、825円】							
人事労務講習等	新規労務担当者向け実務講習		(会員)12,780 (非会員)15,750							
	年金講座【2回セット】		(会員)7,700 (非会員)10,670		20(月) 27(月)					
	【基礎講座】 初級者向け	労働基準法等基礎講座		(会員)3,740 (非会員)5,720						
		社会保険【健保・年金】基礎講座		(会員)4,125 (非会員)6,105						
	【実務講座】 中級者向け	労働基準法等実務講座【2回セット】		(会員)8,690 (非会員)11,660				16(火) 24(水)		
		労災保険実務講座【2回セット】		(会員)8,360 (非会員)11,330						
		社会保険【健保・年金】実務講座【2回セット】		(会員)8,085 (非会員)11,055	17(火) 24(火)					
		雇用保険実務講座		(会員)3,080 (非会員)5,060						
女性関連セミナー		無料					14(水)			

使用テキストの改訂に伴い、金額が変わる場合がございます。受講料につきましては、WEB申込時に再度ご確認ください。

※講習等の日程、内容及び受講費に関しましては、変更になる場合がございます。ご了承ください。(その他安全衛生・人事労務講習等は、一部【案】を含みます。)

※受講料、テキスト代は消費税を含んだ金額となっております。テキスト代は改訂により変更となる場合があります。

※会員とは、東基連本部・支部(中央・上野・王子・足立荒川・亀戸・江戸川・八王子・立川・青梅及び三鷹の各労働基準協会支部)会員をいいます。